

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

(5 月 11 日)
(第 13 号)

第 13 号
5 月 11 日

令和 3 年

三重県議会定例会会議録

第 13 号

○令和 3 年 5 月 11 日（火曜日）

議事日程（第13号）

令和 3 年 5 月 11 日（火）午前10時開議

第 1 議案第86号並びに議提議案第 5 号

[委員長報告、討論、採決]

会 議 に 付 し た 事 件

日程第 1 議案第86号並びに議提議案第 5 号

日程追加 決議案第 1 号

日程追加 決議案第 2 号

日程追加 議提議案第 5 号

会 議 に 出 欠 席 の 議 員 氏 名

出席議員 50名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博

9	番	中瀬古	初 美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下 野	幸 助
12	番	田 中	智 也
13	番	藤 根	正 典
14	番	小 島	智 子
15	番	木 津	直 樹
16	番	田 中	祐 治
17	番	野 口	正 夫
18	番	野 村	保 道
19	番	山 内	里 香
20	番	山 本	稔 尚
21	番	稻 森	初 男
22	番	濱 井	真 治
23	番	森 野	衛 野
24	番	津 村	熊 三
25	番	杉 本	宜 昭
26	番	藤 田	昭 義
27	番	稻 垣	成 生
28	番	石 田	正 人
29	番	小 林	富 男
30	番	服 部	林 聡
31	番	村 林	孝 栄
32	番	谷 川	豊 尚
33	番	東	隆 介
34	番	長 田	英 智
35	番	奥 野	
36	番	今 井	

37	番	北川	裕之
38	番	日沖	正信
39	番	舟橋	裕幸
40	番	三谷	哲央
41	番	中村	進一
43	番	津田	健児
44	番	中嶋	年規
45	番	青木	謙順
46	番	中森	博文
47	番	前野	和美
48	番	山本	教和
49	番	西場	信行
50	番	中川	正美
51	番	舘	直人
(42)	番	欠	番

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂	三雅	人
書記（事務局次長）	畑	中一	宝
書記（議事課長）	前	川幸	則
書記（企画法務課長）	小	野明	子
書記（議事課課長補佐兼班長）	佐	竹	宴
書記（議事課主幹）	櫻	井	彰
書記（議事課主査）	辻		昌平

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木	英敬
副知事	廣田	恵子

副 知 事
危機管理統括監
総 務 部 長
医療保健部長
子ども・福祉部長
環境生活部長
農林水産部長
雇用経済部長
医療保健部理事

服 部 浩
日 沖 正 人
高 間 伸 夫
加 太 竜 一
中 山 恵里子
岡 村 順 子
更 屋 英 洋
島 上 聖 司
中 尾 洋 一

選挙管理委員会委員長

高 木 久 代

午前10時0分開議

開 議

○議長（日沖正信） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る5月7日、教育警察常任委員会において、小林貴虎副委員長の辞任を許可し、石田成生委員を副委員長に互選した旨の報告がありました。

次に、付託議案の審査報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会審査報告書

議案番号	件名
議提5	三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年5月7日

三重県議会議長 日沖 正信 様

総務地域連携デジタル社会推進常任委員長 野村 保夫

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
86	令和3年度三重県一般会計補正予算（第1号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和3年5月7日

三重県議会議長 日沖 正信 様

予算決算常任委員長 杉本 熊野

議案並びに議提議案の上程

○議長（日沖正信） 日程第1、議案第86号並びに議提議案第5号を一括して議題といたします。

[21番 稲森稔尚議員発言を求める]

○議長（日沖正信） 稲森議員。

- 21番（稲森稔尚） 議長に対する不信任動議を提出いたします。
- 議長（日沖正信） ただいまの動議に対し、賛成の方はございますか。
〔「はい」と呼ぶ者あり、挙手する者あり〕
- 議長（日沖正信） 賛成を確認いたしましたので、動議は成立いたしました。

休 憩

- 議長（日沖正信） 議事整理のため、暫時休憩いたします。
午前10時1分休憩

午前11時20分開議

開 議

- 副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

- 副議長（服部富男） 日程に入るに先立ち報告いたします。
決議案第1号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上で報告を終わります。

決議案第1号

三重県議会日沖正信議長に対する不信任決議案
上記提出する。

令和3年5月11日

提 出 者

山 本 里 香
稲 森 稔 尚

三重県議会日沖正信議長に対する不信任決議案

日沖正信議長においては三重県議会の選挙区及び定数に関する「正副議長案」を取りまとめてきたところであるが、県議会議員はもとより該当する自治体の首長、県民からのパブリックコメント等、数多くの反対意見や疑問点が寄せられた。県議会議員の選挙区及び定数に関する論議は、議会制民主主義の根幹をなすものであることから、より丁寧かつ慎重な議論と幅広い合意形成が求められるにもかかわらず、反対意見や疑問点を真摯かつ明確に伝えることはなく取り扱い、拙速な条例改正案の提出につながった。

よって、三重県議会は日沖正信県議会議長を信任することはできない。

以上、決議する。

令和 年 月 日

三 重 県 議 会

日程追加・決議案審議

○副議長（服部富男） この際申し上げます。

決議案第1号三重県議会日沖正信議長に対する不信任決議案を会議規則第18条第1項の規定により日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（服部富男） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定をいたしました。

採 決

○副議長（服部富男） これより採決に入ります。

決議案第1号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（服部富男） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

休 憩

○副議長（服部富男） 着席のまま、暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時25分開議

開 議

○副議長（服部富男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの採決に対しまして、賛成の起立は少数であります。よって、本案は否決されました。

休 憩

○副議長（服部富男） 暫時休憩をいたします。よろしく申し上げます。

午前11時26分休憩

午前11時28分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[21番 稲森稔尚議員発言を求める]

○議長（日沖正信） 稲森議員。

○21番（稲森稔尚） 副議長に対する不信任動議を提出いたします。

そして、知事も執行部もお待ちですので、議案第86号に対する委員長報告、討論、採決を先にやっていただくということを求める動議も提出いたします。

○議長（日沖正信） ただいま、2件の動議がありました。2件の動議に賛

成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（日沖正信） 動議は成立いたしました。

休 憩

○議長（日沖正信） 議事整理のため、暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時56分開議

開 議

○議長（日沖正信） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

○議長（日沖正信） 議案第86号を議題といたします。

本件に関し予算決算常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

杉本熊野予算決算常任委員長。

[杉本熊野予算決算常任委員長登壇]

○予算決算常任委員長（杉本熊野） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に期限をつけて審査を付託されました議案第86号令和3年度三重県一般会計補正予算（第1号）につきましては、去る5月7日、該当の分科会で詳細の審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、5月7日に開催された各分科会における審査の過程において、特に議論があった事項について申し述べます。

新型コロナウイルス感染症時短要請協力金についてであります。

県当局におかれましては、まん延防止等重点措置を踏まえ、今回の三重県時短要請協力金の対象期間経過後も新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、引き続き同様の支援を検討するよう要望いたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で、委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

議案第86号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

休 憩

○議長（日沖正信） 暫時休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後 1 時20分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸 報 告

○議長（日沖正信） 日程に入るに先立ち報告いたします。

決議案第2号が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

決議案第2号

三重県議会服部富男副議長に対する不信任決議案
上記提出する。

令和3年5月11日

提出者

山本里香

稲森稔尚

三重県議会服部富男副議長に対する不信任決議案

服部富男副議長においては三重県議会の選挙区及び定数に関する「正副議長案」を取りまとめてきたところであるが、県議会議員はもとより該当する自治体の首長、県民からのパブリックコメント等、数多くの反対意見や疑問点が寄せられた。県議会議員の選挙区及び定数に関する論議は、議会制民主主義の根幹をなすものであることから、より丁寧かつ慎重な議論と幅広い合意形成が求められるにもかかわらず、反対意見や疑問点を真摯かつ明確に応えることはなく取り扱い、拙速な条例改正案の提出につながった。

よって、三重県議会は服部富男副議長を信任することはできない。

以上、決議する。

令和 年 月 日

三重県議会

日程追加・決議案審議

○議長（日沖正信） お諮りいたします。決議案第2号三重県議会服部富男副議長に対する不信任決議案を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと存じ

ますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、決議案第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、本件は趣旨説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

決議案第2号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

日程追加・議提議案審議

○議長（日沖正信） この際、お諮りいたします。議提議案第5号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、議提議案第5号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

委 員 長 報 告

○議長（日沖正信） 本件に関し、総務地域連携デジタル社会推進常任委員長から委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

野村保夫総務地域連携デジタル社会推進常任委員長。

〔野村保夫総務地域連携デジタル社会推進常任委員長登壇〕

○総務地域連携デジタル社会推進常任委員長（野村保夫） 御報告申し上げます。

総務地域連携デジタル社会推進常任委員会に審査を付託されました、議提議案第5号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る5月7日に委員会を開催し、提出者並びに関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

なお、この際、本委員会における審査の過程において、特に議論のありました事項について申し述べます。

本議提議案の審査においては、選挙区及び定数に関する在り方調査会の報告書を踏まえ、総定数の削減に伴う地域間の均衡を考慮するための合区の対象となる選挙区や特別の事情、1票の格差是正に向けた考え方、議提議案上程に至るまでの検討の過程などについて、議論が行われました。

投票価値の平等を重視する観点から、調査会の報告書によると、1票の格差は、2倍未満とし、地域間均衡に係る特別の事情があるときでも、最大で3倍未満にすること、逆転現象は、解消することとされていますが、本議提議案では、1票の格差が最大で2.41倍まで縮小したものの、逆転現象の解消には至っておらず、課題を残したこと、また、令和2年9月の月別人口調査を基に本議提議案が作成されていますが、本年秋に公表が予定されている令和2年国勢調査の結果と大きな乖離がある場合、見直しの必要があることは、提出者においても、認識しているとのことでした。

その上で、条例案に賛成の立場からは、調査会の報告書を尊重しつつ、議員それぞれの思いや多様な考え方が最大限取りまとめられた提案である、1票の格差是正と地域間均衡への配慮は相反する部分があるが、双方のバランスを十分考慮して作成された案である、これまで積み重ねられた議論に一定の結論を導く必要があるとの意見がありました。

一方で、反対の立場からは、逆転現象の解消については、改善の余地があったのではないかと、1票の格差は、2倍までを基本とすべき中で、1票の格差が最大で2.41倍であることは、特別な事情を考慮したとしても、議論が十分に尽くされたものとはいえない、見直しの対象となる選挙区の市町や有権者である県民への説明が不十分であるなど、拙速ではないかとの意見がありました。

今回の委員会での議論を踏まえ、本議提議案に対する三重県議会としての議決責任、そして、議員それぞれが賛否を表明した責任をしっかりと果たしていくとともに、残された課題の検討を進め、今後の人口動態や社会情勢等の変化に応じて、議会基本条例に基づき、選挙区及び定数について、県民の意思等が的確に反映されるよう、引き続き不断の見直しを行っていく必要があることを申し述べ、委員長報告といたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（日沖正信） 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

[21番 稲森稔尚議員発言を求める]

○議長（日沖正信） 稲森議員。

○21番（稲森稔尚） ただいま委員長報告のありました議提議案第5号につきましては、総務地域連携デジタル社会推進常任委員会でのより一層の慎重な議論が必要だと考えますので、この議案を差し戻して再付託をしていただく動議を提出いたします。

○議長（日沖正信） 動議に賛成の方。

[賛成者挙手]

○議長（日沖正信） 動議は成立いたしました。

休 憩

○議長（日沖正信） 議事整理のため、暫時休憩いたします。

午後1時28分休憩

午後 1 時45分開議

開 議

○議長（日沖正信） 休憩前に引き続き会議を開きます。

稲森議員から動議のありました議提議案第 5 号を総務地域連携デジタル社会推進常任委員会に再付託することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立少数であります。よって、本動議は否決されました。議事を進めます。

討 論

○議長（日沖正信） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

32番 谷川孝栄議員。

〔32番 谷川孝栄議員登壇・拍手〕

○32番（谷川孝栄） 熊野市・南牟婁郡選出の会派草莽の谷川孝栄です。

議提議案第 5 号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案について、強烈な反対討論を申し述べます。

まずは、河上熊野市長、大畑御浜町長、西田紀宝町長や熊野市議会、御浜町議会、紀宝町議会のほとんどの議員、そして熊野市・南牟婁郡に暮らす多くの県民の思いを背負っての条例案への反対討論です。

この条例案、あまりにも拙速過ぎます。

議長、副議長の 5 月 18 日までの任期中に可決したいという、議長、副議長の私利私欲です。本当に三重県中の県民のことを考える議長、副議長であってほしかったです。早く決めなくてはではなく、丁寧に決めなければです。

今回の条例に対するパブリックコメントはたったの 2 週間。任期中に決め

たいのであれば、遑つてもっと早く計画したらよかつたのではないでしょうか。

県民への周知の徹底、1か月間のパブリックコメント、それを受けての議員間での協議、削減や選挙区変更地域の首長や議会、住民への丁寧な説明、納得のいただける説明など、余裕のあるスケジュールにするのが当たり前のことではありませんか。

しかも、いただいたパブリックコメントや市長、町長、各議会からの貴重な御意見から一切、訂正、修正することのなかつた条例案。何のためのパブリックコメントですか。県民のガス抜きですか。それも時間がなかつたからだと推察されます。時間軸の計算ができないのでしょうか。

そして、いただいた御意見に丁寧な説明ができたのでしょうか。できていません。

議長、副議長は、アライづくりのように、反対の意見書が提出された市長、町長だけを訪問しました。しかし、言っている意味は理解できるが、この条例改正案には反対だという市長、町長の御意見を、正副議長案を説明する全員協議会では、御自分たちに都合のいい、理解はいただけただけおっしゃいました。肝腎な条例改正案には反対だという部分は伝えませんでした。ひきょうではありませんか。

東紀州地域の合区については、そもそも熊野市・南牟婁郡と尾鷲市・北牟婁郡は全く違う文化です。また、合区する面積でいうと、津市選挙区の約1.3倍となります。

熊野市・南牟婁郡選挙区は、和歌山県、奈良県との県境でもあり、紀伊半島大水害の復旧工事の積み残しや熊野川、海岸侵食の著しい海岸など、現場感を持って地域の県民と共に県政に声を届けなくてははいけません。

それが合区をすると、現在の2倍の広さになるというとてもむちゃなことは、この議場にいらっしゃる皆さんだったら分かってもらえるはずですが。それとも、御自分の選挙区だけ無事安泰ならそれでいいですか。

ここからは、私、個人の意見です。

先日の新型コロナウイルス感染症緊急警戒宣言中の5月7日の詰め込み議事の進行はどういうことですか。

先ほどの議事もそうです。

新型コロナウイルスの感染拡大や豚熱の予算対応などで、知事をはじめ執行部や最前線で新型コロナウイルスに立ち向かってきている医療関係者の皆さんが、必死で県民のために昼夜を問わず闘っている中、また、もらい事故のような感染で陽性となった新型コロナウイルス感染症の患者さんは、苦しい症状と闘っている今、どさくさに紛れてこのような短い期間での押し込んだ条例改正案の議事進行に情けなさまで感じます。

議会の大切なことではあるけれども、せめて新型コロナウイルスが収まってからにしようとなぜ言えなかった。議長、副議長が残念でなりません。

また、代表者会議で合意が取れなくて、代表者会議の議員有志での提出となりました。

ずっと議論を重ね、45人に議決した日を思い出してください。

その45人のときに、東紀州地域の合区はありませんでした。伊賀市選挙区の3人から2人もありませんでした。伊勢市選挙区と鳥羽市選挙区の合区もありませんでした。

この議決した45人への条例にはなかった削減や合区は、私利私欲、党利党略としか言いようがありません。

45人の議決を、一回の選挙もすることもなく、強引に議員有志の提出で51人に戻したときとほとんど同じ状況の強引な今回の条例改正案です。51人に強引に戻したそのときから、県民の三重県議会への信頼は消え、議会改革ナンバーワンの名は地に落ちました。これまで、三重県議会を必死に盛り上げて礎を築かれた先人の県議たちに申し訳なく思わないのですか。そのときと同じ過ちを今起こそうとしているのですよ。議決責任という言葉を今後軽々しく使わないでください。

そして、その51人に一緒に反対した私と同志だった自由民主党県議団の皆さん、会派を割ってまでチーム45人を貫いたのに、今回の48人とはどういう

ことですか。せめて、45人以下にしましょうよ。45人のときに、全て入っていない削減と合区ですよ。どう説明をするのですか。

削減は大いに賛成です。しかし、プロセスも何も違うでしょう。

新政みえとの着地点を見つけるために、東紀州地域を取引材料にして、東紀州地域を売ったのですよ。分かっていますか。

今日は、このライブ中継を熊野市・南牟婁郡の多くの県民や自由民主党員が見ています。

もう一度言います。

私は定数削減には大賛成です。東紀州地域の合区には大反対です。

東紀州地域を合区しないで、1人ずつ削減すれば、1票の格差も尾鷲市・北牟婁郡は、1.647倍。熊野市・南牟婁郡は1.462倍となり、理想的なんです。しかし、合区で定数を3倍だと、2.342倍と2倍を超えていて、行く行くは合区したまま定数2人に削減しなくてはならないときが来ます。東紀州全域、津市選挙区の1.3倍の広さを2人の県議でと担当するよりも、今の選挙区のまま1人で担当する方が県民の声を届けるには、重要なことなんです。

理由に選挙区及び定数に関する在り方調査会のことをよく持ち出しますが、在り方調査会は、在り方を調査していただいただけで結論は出していませんし、東紀州地域への訪問は雨の中のととても短い時間で、県職員にだけしか意見を聞いていません。在り方調査会の報告だけを理由に条例改正案を出すのは、ただの言い訳で責任逃れです。

その後、県議会ですっかりとした議論をするという県議会の意思、議決責任を果たす、説明責任を果たすというものが欠けています。在り方調査会の委員の皆様に変に失礼です。

また、皆さんの前では、耳にたこができるぐらい私も何度も何度も申し上げていますが、東紀州地域の合区をするのは、熊野市にある紀南地域活性化局、熊野建設事務所、農林事務所などと尾鷲市にある紀北地域活性化局や尾鷲建設事務所や農林水産事務所などの統合が進んでいくと想像されます。既に、県税や観光の面では統合がされていっているのです。

県立高等学校の統廃合についても議論がなされていますが、県議会の選挙区が合区することにより、高校の活性化という名の下に統廃合が進められると考えられます。人口減少だけで、統合を誘発させる実例を県議会が先頭切ってしまうてはいけないということです。

私たちは、市民、町民に票をいただいて議員として活動させていただいています。地域の市民、町民の暮らすまちから県の施設を減らすトリガーを引いてしまうてはいけないのです。

県職員や教職員の職場を確保するという点でも、本当なら、新政みえの皆さんこそ声を上げるべきじゃないですか、確保に向けて。私たちは、全ての東紀州地域に住む、そして働く県民のために、正々堂々自分の身を切る覚悟でこの条例改正案に反対いたします。

それぞれの議員は操り人形ではありません。あつてはいけません。御自身の良識で御判断ください。

東紀州地域を見捨てない、東紀州地域を裏切らないという方は、今日この条例に賛成をしないでください。東紀州地域も自分の魂も売ってはいけません。

三重県議会の良識とあなたの今後の胸を張った議員活動のためにも、自分自身を失わないでください。

以上で魂を込めた反対討論を終わります。

反対への御賛同、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（日冲正信） 25番 杉本熊野議員。

〔25番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

○25番（杉本熊野） 新政みえ、津市選出、杉本熊野です。

議提議案第5号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案に賛成の立場で討論に参加します。

三重県議会は、令和元年6月に、中嶋議長の下で外部の学識経験者等で構成する選挙区及び定数に関する在り方調査会を設置し、約1年間にわたる調

査検討の後、令和2年10月に報告書が提出されました。

私は、この在り方調査会に、議会日程と重なった会を除き全て傍聴参加させていただきました。

本条例案の提案理由は、選挙区及び定数に関する在り方調査会の報告書等を踏まえ地域間の均衡を考慮しつつ、県内の各選挙区間における1票の格差の是正等を図るため所要の整備を行う必要があるとなっています。

この提案理由に沿って、本条例案に賛成するに至った主な理由について申し述べます。

1点目の理由は、地域間の均衡を考慮するため、特別の事情により、人口割実定数を変更する選挙区を設けたことに賛成いたします。

在り方調査会の報告書では、人口比例を原則としながらも人口比例以外の基準も用いて定数配分を行う場合は、合理的なものであり、かつおおむね人口を基準とする範囲内にとどめることと示されました。

この報告書を踏まえ、本条例案では、現行の定数が人口割実定数より少ない選挙区、津市選挙区、四日市市選挙区、鈴鹿市選挙区の定数を据え置き、人口割実定数より少なくしている4人分の定数を、県南部地域の四つの選挙区に1人ずつ加配しています。

県南部地域は人口減少が著しい市町が多く、県も積極的に施策を講じており、議会としても、調査、審議を通じて積極的に関与していく必要があると判断し加配しようとするものです。

人口比例を原則としながらも、このような南部地域の特別の事情により、地域間の均衡を考慮しようとする考え方に賛成いたします。

2点目の理由は、1票の格差が是正されることです。

在り方調査会の報告書では、1票の格差については、2倍未満とし、地域間の均衡に係る特別の事情があるときでも、おおむね人口を基準とする観点から、最大でも3倍未満とすることと示されました。

2020年9月の月別人口調査による人口を現在の選挙区及び定数に当てはまると、最大格差は亀山市選挙区と尾鷲市・北牟婁郡選挙区の間の3.28倍とな

り、3倍を超えていますが、本条例案で改正されると、最大格差は、亀山市選挙区と度会郡選挙区との間の2.41倍となり、3倍未満に収まり、1票の格差の是正が図られることとなります。

以上の2点が、本条例案に賛成するに至った主な理由です。

しかしながら、今後に残された課題もあります。

まずは、1人区の解消ができなかったことは、今後の課題として残されたと考えます。

在り方調査会の報告書では、1人区が発生した場合は、合区等により回避するよう努めることとの考えが示されました。

その理由として、全国的な傾向として、1人区については、無投票当選が生じる割合が高くなっていること、また、1人区のように、定数が少ないことは、新たに立候補しようとする者にとっての参入障壁となる可能性があり、多元的な代表性を確保する観点からも課題が残ると述べています。

さらに、逆転現象についても、特に定数1の選挙区と定数2の選挙区の人口が逆転することは、それだけで2倍以上の格差が生じることから避けることとあり、逆転現象における1人区の問題点を指摘しています。

本条例案では、1人区である鳥羽市選挙区は、強制合区の対象となることが見込まれ、伊勢市選挙区と合区する案となっています。

しかし、亀山市選挙区については、1人区として据え置くこととしています。亀山市選挙区については、1人区であるとともに、1票の格差の是正に関して、一助を担う選挙区ですが、現行法上合区することができません。

今後は、1人区における定数増の議論を深めるとともに、総定数については、定数増と定数減を組み合わせた手法についても議論を進めていくことが、今後に残された重要な課題だと考えます。

このような課題を踏まえ、在り方調査会の報告書では、市と市の合区も含め、地域の実情に応じて、選挙区の区割りが可能となる法改正を国に要望することを三重県議会に期待すると提言しています。

以上、1人区の課題について申し上げましたが、このほかにも今後に残さ

れた課題は多々あるかと思えます。それら残された課題について、さらに慎重に審議すべきとの意見がありますが、三重県議会は、長い間、選挙区及び定数に関する様々な課題を様々な論点で慎重に議論を重ねてまいりました。

また、この間、特別委員会の委員長はじめ、多くの議員の皆様の御労苦を経て、現在に至っています。

今回は、三重県議会基本条例に基づく調査機関として設置された選挙区及び定数に関する在り方調査会の報告書を最大限に尊重することを日沖議長が明言し、報告書の内容を踏まえた正副議長案がまとめられました。

本条例案は、この正副議長案を6名の有志の議員の皆様が提案したものであります。この間の経過も踏まえ、可決すべきと考えます。そして、さらに、本条例案を基に、未来に向かって前進すべきときではないでしょうか。

三重県議会基本条例では、議会は議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう、不断の見直しを行うものとする規定されています。

この規定を踏まえ、在り方調査会の報告者は、最後にこう締めくくっています。

この規定を単なる努力目標にとどめることのないよう、例えば、第三者機関の設置など、見直しのための議論の場を定期的を開催する制度を三重県議会において設けることを期待したい。

私たちは今後とも、三重県意思等が的確に反映されるよう、不断の見直しを行っていかねばならないことを訴えて、賛成討論といたします。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

○議長（日沖正信） 36番 今井智広議員。

〔36番 今井智広議員登壇・拍手〕

○36番（今井智広） 公明党の今井智広でございます。

議提議案第5号に対する反対の立場で討論をさせていただきたいと思ひます。

まず初めに、選挙区及び定数に関する在り方調査会座長はじめ8名の委員

の皆様方におかれましては、令和元年6月の設置以降、1年以上をかけ、昨年10月20日に報告書をまとめていただきました。

コロナ禍でもあり、大変な状況の中、議会からの諮問事項に対し、真摯な議論、丁寧な調査を行っていただきましたことに、この場をお借りいたしまして、改めて心から感謝を申し上げます。

調査会の皆様の御尽力にしっかりお応えするためにも、県議会として慎重かつ丁寧な審議をいたすべきところであるにもかかわらず、十分な審議がなされないまま議員有志により議案上程されたことは、私としては大変残念ではありません。

この審議の不十分さについては、先ほど賛成討論された方もいらっしゃいますが、この審議の不十分さについては、議案への賛否に関係なく、議場の多くの議員が不十分な議論であると思っただいただいていると、私は信じたいと、そのように思っております。

令和2年10月20日、報告書が提出をされました。

令和3年1月28日、会派への聞き取りがございました。この間約3か月、何の議論もございませんでした。

私どもは、これまでの長年にわたる議論、報告書を最大限尊重させていただき、そして、各地域で聞かせていただいた意見も盛り込み、私どもなりに真剣に考え、このときに正副議長のほうに、会派の考えを提出させていただきました。

3月22日、正副議長案が示されました。

正副議長が何度もたたき台と言われたように、もう正副議長のおっしゃるとおり、たたきがいがあり過ぎる、そういった正副議長案を出していただいたと、そのように思っております。

3月26日から4月8日まで2週間だけのパブリックコメント。1か月以上することが、普通に考えてそうしなければならないところを2週間だけのパブコメにいたしました。

4月20日、全員協議会で、残念ながら多くのこの議員がほとんど納得をし

ていない議員もいましたので、この全員協議会のほうでは、このたたきがいのある、この座長案に対して、正副議長案に対して、多くの質問がなされましたが、そのときの答弁は、ほとんど納得できるものでもなく、不満感がさらに募るような、そういったものとなりました。

4月26日、代表者会議でまとまらず、正副議長のほうは手を離されました。そして、5月7日、議案が上程され、本日採決とそうようになっております。

定数、選挙区については考えにいろいろ違いはあると思います。しかし、もっと真剣に議論をたたき合わせなければ、特に市町、県民の声を聞きながら、議論をたたき合わせなければいけないと思っております。あまりにも拙速であり、乱暴過ぎると言わざるを得ない。

平成26年に定数を45人にする条例案を提出、可決した会派が、約3年前、定数45人での選挙の1年前になって、急に手のひらを返し、定数を51人に戻す条例案を可決しました。45人で一度も選挙をせず、51人に戻したときの県民を裏切る行為がとても悔しく腹立たしかったのを今でも鮮明に覚えております。多くの方からもお叱りをいただいたところでございます。

今回はそのときの思いを超越し、とても残念で情けなく、むなしさすら感じるところでございます。

対象となる地域の市長、町長、議会からの反対の意見。また、たった2週間だったとはいえ、パブリックコメントに寄せていただいた県民からの多くの意見に、耳を傾けない、傾けようもしない県民、市町不在の条例案。数の力にものを言わせたスケジュールありきのためにする議論、議会運営、ただただ体裁を繕おうとするだけに感じられるこれまでの答弁や先ほどの賛成討論、とても情けなく、本当に残念でなりません。

ここの議場にいらっしゃる議員の皆様、会派の構成員の1人である県議会議員としてではなく、それぞれが、県民の皆様、選挙区内有権者の皆さんより、期待され選んでいただいた1人の三重県議会議員としての矜持と良心をもって、賛否を判断されることを心から期待し、反対討論とさせていただきます。

ます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 46番 中森博文議員。

〔46番 中森博文議員登壇・拍手〕

○46番（中森博文） 議提議案第5号に対する賛成の立場で討論に参加させていただきます。

自由民主党県議団、中森博文であります。

まずは、三重県議会選挙区及び定数に関しまして、これまでの経緯について、度々お話しさせていただきましたが、改めて確認をさせていただきたいと思えます。

今から遡ること8年前、平成25年2月7日であります。

当時の選挙区調査特別委員会の議論を振り返ってみますと、それまで定数削減については、県南部地域は、当時から交通の不便事情や急速な人口減、離島や中山間地域など地域事情の理由で、定数を据え置かれてきたこと。平成15年の選挙から、都市部の四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市・飯南郡の伊勢湾岸都市部でそれぞれ1人削減を行い、51人になっている現状認識を確認した上で、1票の格差の是正を基本に、定数の削減や選挙区の見直しを行うことが特別委員会で合意されました。

当時の私の所属する自民党会派は、現状維持の意見がある中、定数削減の協議に参加表明しました。そのときの主張は、きめ細やかな地域の声を確実に県政に反映するため、津市選挙区より大きくしないことや離島や中山間地などの不便地に配慮することなどでありました。

そして、12月、特別委員会正副委員長案が提出され、実施を次々回選挙の平成31年からとし、現状で51人を6人減し45人定数とするという内容でありました。

我が当時の会派は議論を重ね、特別委員会は、全会一致で中間案としてパブリックコメント実施が了承され、県南部地域から、鳥羽市、志摩市の任意分区反対など、多くの意見が寄せられました。

平成26年5月、自民党会派は自主投票で意見が分かれてましたが、新政みえ

などの賛成多数で可決成立しました。

平成27年改選後、改めて発足した選挙区調査特別委員会において、国勢調査の結果を踏まえ、平成29年3月31日、我が会派の意見は、現行定数45人を尊重する意見がある中、南部地域の対応について、どこを増減するかは簡単に決定できないと、意見が平行し一本にまとめ切れず、会派の意見は2案を提出するに至ったわけであります。

前回、当時の改正経緯や整合性を総合的に判断し、現行定数の45人を基本とした上、前回改正の申し送り事項である最新の国勢調査の結果を尊重し、伊賀市選挙区3人を2人に1人減にし、定数44人とする案や、いわゆる僻地や離島、津波などの大規模災害時に対する地域事情を考えると、鳥羽市、志摩市選挙区の合区を解消し1人増し、1票の格差を考慮し、亀山市選挙区の1増を合わせて、総定数を47人とする案で、合区については慎重にすべきなどと意見が出され、いわゆる意見としては、乱立したものと理解しているところであります。

そんな中、その後ですけれども、平成30年3月、議員有志により、人口減少対策や離島や中山間地域への対策、南北間格差の是正対策など県南部への取組の重要性に鑑み、議員定数51人の条例案が提出され、新政みえ会派の多くの皆さんや日本共産党の皆さんが賛成され、可決、成立したのであります。

結果、45人定数を基本としていた私ども、現在の我が会派、自由民主党県議団は当時の自民党会派を離れ、現在に至っています。

さて、改選後の令和元年6月、代表者会議において、中嶋議長の御尽力で、各会派の御了解の下、議会基本条例に基づく調査機関、選挙区及び定数に関する在り方調査会を設置し、1年余りの調査検討の結果、昨年10月、貴重な報告書が提出されました。

その後開催されました代表者会議では、過去の貴重な経験から、かみ合わない議論の堂々巡りが繰り返されるのを避けるため、正副議長案の作成をお願いしたものと理解しております。

正副議長におかれましては、各会派の御意見を十分お聞き取りいただき、

御英断されたと理解するところでございます。

一つの会派の意見をいれてしまうと、矛盾が生じる。全ての会派の満足する結論は、どなたが正副議長であれ、神様であれ、できないと思います。

特に、正副議長選出以外の会派からの御意見は、私から言うと尊重されているのではないかと、正副議長案に反映されているものと理解するところもございませぬ。

例えばですけれども、ちょっとこれ、こじつけになるかも知れませぬけれども、お許しいただきたいと思ひます。自民党会派の意見からは、条件不利地域、地域事情を酌み取ったこととあります。さらに、後の全員協議会でも、鳥羽市選挙区の合区先が伊勢市で了承されたことも伺ったところとございませぬ。

草莽会派の意見からは、総定数削減の考え方について、人口比例を原則にされました。また、亀山市の定数を増やさなかつたこととございませぬ。

公明党会派の意見からは、私の理解するには、人口割実定数とされておることからすると、伊賀市選挙区に加配をしなかつたこととになります。

日本共産党の意見からは、生活権を十分考慮した上で、1人区を回避するための合区をされたこととございませぬ。

草の根運動いごの意見からは、多様な民意を反映する選挙区定数の確保のため、東紀州地域を合区して、定数を1減の3とされたところとございませぬ。

こじつけのように聞こえますけれども、貴重な御意見を酌み取られた正副議長案と私は考えます。その上で、私ども副議長選出会派は、その御英断に尊重するに至つたところとございませぬ。

結果、総定数は三重県の人口減少率により算出し48人とされました。

そして、公職選挙法上の強制合区による鳥羽市選挙区は、住民の生活権を勘案し、伊勢市選挙区と選択されました。

また、地理的条件が共通する東紀州地域を広域圏として、一体的に施策を講じやすくするため、両選挙区を合区し、新たに、東紀州選挙区を誕生するに至つたわけとあります。

その上で、残念ながら、逆転現象が生じる結果、課題が残されました。

三重県の南北格差の是正の観点から、公職選挙法第15条8項で規定する特別の事情を考慮し、現在、職員の配置や公共事業の施策の非常な大きさ、南部地域に都市部の減じた人数が配分されました。

もとより、1人区の問題を私ども指摘する意見がある中、我が会派は合区を望んでいるところでもないわけであります。それを申し添えておきます。

次に、伊賀市選挙区の定数課題についてであります。

平成16年11月、1市5か町村が合併し、伊賀市が誕生しました。

合併前の定数は、旧上野市選挙区が2人、郡部1人、計3人。合併後もそのまま3人で据え置かれてきました。あれから17年、今や伊賀市は岡本市長の下、賛成されておりまして、市政は進捗されておりまして。そして、先般実施されました市議会議員選挙は定数2人を削減されておりまして。つまり伊賀市選挙区は定数を本来の人口割率実定数、配当基準に戻したと理解すべきであります。

改めて、改正案で焦点となっている選挙区の三市長におかれましては、御理解をいただきたいと願うところであります。

今般提出されました条例案は、こうして積み重ねられた三重県議会の議論や各会派の貴重な意見を踏まえての正副議長案と尊重した提案と理解するものであります。

もとより、当時から45人定数を主張し、選挙公約にも取り入れてきた我が会派においては、議論を重ねつつも、他会派の意見を酌み取り、県民の絶対多数が期待する定数削減を、一步でも進める最後の機会と考えるに至り、苦渋の決断をするに至りました。

一方、当該選挙区の会派内の議員、選挙組員の説明責任上、自身の賛否を、判断を認めております。副議長の選出会派という責任から会派の総意として、賛成討論とさせていただきます。

最後に、三重県議会議員としてあるべき責務、活動原則は議会基本条例をもう一度お読みいただき、賛成討論とさせていただきます。

議員の御賛同をお願いいたします。（拍手）

○議長（日沖正信） 20番 山本里香議員。

〔20番 山本里香議員登壇・拍手〕

○20番（山本里香） 日本共産党の山本里香です。

議提議案第5号、三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正に、反対の意を述べ、討論に参加をします。

まず、訂正案の内容の前に、今回の案が出てきた経過について確認をしたいと思います。

この3月に、正副議長案がたたき台と称して出されてから慌ただしく今日に至ったという経過です。

パブリックコメントも異例の短期間となり、代表者会議では一致が見られず、有志議員によりの提出となったこと。

また、議長説明質疑や議員提案者説明質疑、委員会審査では、委員長報告にも報告がありましたが、質問されたことに明確な説明がなされないまま、さらに丁寧さがなく、より浮き彫りになったと感じています。

疑問が残る、まだ課題があるという声が出る中、委員会採決に突き進んだことは、幾ら最終は多数決というものであっても、審査にも丁寧さがなかったように思います。一旦立ち止まるべきでした。

50人いたら50とおりの意見に分かれると言ってしまうと、それは事実ですが、提案者として、もうそこで合理的に説明し、理解を求めるということを放棄してしまっています。

委員会での採決が急がれ、予定されていなかった本会議採決が本日となった今、あらかじめ織り込み済みだったことを強く感じます。

議長任期中に決めたかったという思いは理解をしますが、正副議長案から離れて、有志議員案になったわけですから、一つこれは違うとも思います。

これまで十分時間をかけてきたと言われますが、今回の案は、先ほども申したように3月末に示されたものであり、そこからの対応は、性急と言われ

でも仕方ありません。

説明会や委員会審査では、伊勢市、鳥羽市選挙区、東紀州選挙区の合区案や伊賀市選挙区減については、公平で十分な情報収集がなされなかったという発言が相次いでいました。

パブリックコメントや首長からいただいた反対意見もありました。

何はともあれ、現行から変わるというところには、理解を求めるそれなりの準備や時間が必要ではないでしょうか。変更案を出せば、必ず反対の声が上がるとして、そこに理解を求めるためにどこまでしたのかということが見られていると思います。

この段になって急いだとしても、私たち議会がこれまで決めかねていたことのそりを免れるものではないと思います。どこまで時間をかければいいのかという言葉が出ましたが、ここまで来たのだから、かけられるだけかけることです。既に早く決めればいいのかというだけのものではなくなっています。考え方が違って、理が通っていることが理解を求める鍵です。

さて内容に入ります。

私は、調査会報告を十分に尊重し、人口減少に沿って削減すること、選挙区の区割りについては地域の特殊性を尊重すること。1票の格差の解消、人口比例で基本2倍未満、最大3倍未満、人口比例以外の基準を行う場合は、地域状況に応じ合理的で、必要性、合理性の説明責任、1人区は合区によって回避、逆転現象の解消という報告に忠実に考えたいと思いました。総合的に考える中で、人口割実定数により、1人区になる選挙区を回避するため、東紀州選挙区、伊勢市、鳥羽市選挙区の合区を図りながら、一方で、志摩市選挙区、多気郡選挙区、度会郡選挙区については、かねてから津市選挙区から1人、四日市選挙区から2人、鈴鹿市選挙区から1人を減じている部分をこのたび加配という言葉が使われましたが、加配という言葉を使って、特別の事情とすることを不合理と感じています。明快な答えをいただけませんでした。そして、このことは逆転現象をそのまま放置することにつながります。合区による解決は、両地域への丁寧な説明が求められることで、大変な困難

があります。

ですから、この合区案、合区で1人区を解消するということが、1か所に偏った2か所に偏ったのではないですか。加配という考え方は、プラスしますよという地域的には受け入れられやすいわけです。

津市、四日市市、鈴鹿市選挙区から定数を減じることで1票の格差を拡大した上に、志摩市、多気郡、度会郡に加配をすることは、さらにその差を拡大することにもなり、本末転倒です。この先のことも考えると、報告書も基本としているそれぞれの合区での1人区の回避を考えられなかったのかということです。

地域の事情は既に都市部で減をしている中で、また1票の格差の開きがある中で、十分に加味されているのではないのでしょうか。加配のままですと、多気郡の1票の格差が2.20倍、度会郡は2.41倍を据え置き、伊賀市の1票の格差を定数3の倍で、1.75倍を1減して1.16倍とすることも、理解が得られないのは当然で、多気郡、度会郡が合区により松阪市、伊勢市と一緒になれば、また、違った展開になりますが、このことは、熟慮、時間がかかることです。

鳥羽市の合区はまちづくりの経緯とこれからを考えた指摘が多く出ていますが、耳を傾ける必要はあるでしょう。幾つかの不条理があります。公職選挙法第15条8項の議員定数は人口比で決めなければならないを基本とすることを共通認識とし、説明不十分な特別な事情による加配を使う改正案は、バランスを欠き、そこに至った説明は十分でなく、地域への丁寧な対応がなされていないと判断し、これまで長きにわたって、せっかく話を深めてきた労苦を無にすることと考えます。不断の見直し、大切です。不断の見直しの前に、不条理を残さないということを考えなければならないと思います。

これまでの長い長いこの論議の末、今焦って、大切なことを失うことがないようにしたいものです。反対討論といたします。

賛同を求めます。（拍手）

○議長（日沖正信） 21番 稲森稔尚議員。

[21番 稲森稔尚議員登壇・拍手]

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

私は、議提議案第5号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案に反対の立場から討論を行います。

まず、先ほどから4件の動議を提出させていただきました。

皆さんには、御議論いただきましたことに深く感謝申し上げます。

休憩時間にずっと考えていたことがあります。

それは、なぜ、最後には多数決で物事を決める議会において、1人や2人の少数の議員でも行使することができる議事進行発言や動議の提出が、権利として認められているかに思いを巡らしていたところです。

それは多数決で物事を決める上においても、数があれば何をしてもいい、数があれば正しい、数を多く持つ者が小さき者を切り捨ててよいということを許さない。数々の苦難を経験してきた先人たちが考え出してきた、議事法であり、民主主義を守り抜くための知恵ではないだろうかというふうに思います。少数であっても、県民から負託を受けた議員として、しっかりと意思を表明し、数の力に抵抗することが担保されているということ、特に数の大きい側にいる皆さん、とりわけ条例改正案に熱に浮かされている皆さんお一人お一人に、民主主義とは多様で多元的なものであり、決してやわなものではないということを改めて御理解いただきたいというふうに思います。

今回の条例改正案は、大会派の生き残りと私利私欲のための裏取引とも取れる行動にひた走った結果、県民の皆さんに開かれた誠実で丁寧な議論のないまま提案をされたものであり、到底認めることはできません。

本来は1か月にわたって募集すべきパブリックコメントを2週間に大幅に短縮して実施するという、恣意的な県民意見の募集の中にあっても、最も多く寄せられたのは、伊賀市選挙区の定数削減に反対をする切実な意見であり、1票の格差が2倍を超えている選挙区を温存する特別な事情に明確な説明を求める当たり前の疑問の声でした。

伊賀市選挙区の削減については、平成26年の総定数45人の条例改正の際には、削減の対象になっておらず、総定数48人で、1票の格差2倍の選挙区を放置したまま、1.75倍の伊賀市が削減をされるということになります。

パブリックコメントの7割を占める伊賀市民の反対の声はもちろんのこと、市民に選ばれた行政の長である伊賀市長に対して敬意を払った意見の取扱いもなく、県議会が数の力で伊賀市民の民意を切り捨て、伊賀市の存在そのものを軽視する暴挙に強い怒りを覚えます。

ますます伊賀に県政なしを裏づけるものであり、伊賀市民としての誇りは傷つけられ、伊賀市民と県政への連携や信頼を大きく損なうものにほかなりません。

提案者からは、東紀州地域や伊勢志摩地域の合区の考え方、南部地域の特別な事情など、全く疑問点に一切答えることはなく、つじつまの合わない回答を繰り返すのみで、改めて合理性を欠いた提案であるということが、この間も浮き彫りになってきたというふうに思います。

選挙区と定数の見直しは議会制民主主義の根幹をなすものであり、県民の意思を的確に県政に反映させるべく、1票の投票価値の平等を基本として、公正で丁寧な議論を通じて決定をされるべきものです。しかしながら、唐突に示された正副議長案を議論する機会はほとんどなく、この5月の正副議長交代までという結論ありきで、数多くある疑問点や論点を検証、検討すら行われていないものを強行するという事は認めてはなりません。

県議会自らが民主主義を理解していませんと広く認めるような、本当に恥ずかしい条例改正はやめるべきだということを申し上げて、多くの県民の皆さん、伊賀市の皆さんに思いを寄せ、反対討論といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（日沖正信） 33番 東 豊議員。

〔33番 東 豊議員登壇・拍手〕

○33番（東 豊） 皆さん、こんにちは。33番 東豊です。

三重県議会議提議案第5号三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選

挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案について反対の立場で討論をいたします。

まずは、今回の定数改正であります、1票の格差是正の2倍未満とする大原則への改善が見当たらないという考え方であります。

これはおっしゃる方がおられると思うんですが、総定数をまず初めに置いたというところに大きな落とし穴があったというふうに思います。総定数を置くのではなく、各選挙区の三重県の今の状況を捉えて、積み上げた形で議員定数を考えていく、つまり45人定数にしたときのような議論をぜひ積み重ねる必要があったというふうに思います。あわせて、従前の議員の討論の中にもいろいろ説明いただきましたが、加配あるいは裁量権の行使については、いかにも合理性を欠くもの、これ、一つ一つは取り上げませんが、そのように思います。

特に私は、正副議長案の提出をされたときに、たたき台ということで、全員協議会で質疑を何度か試みました。その後、代表者会議でも、有志で提案されたときも質問、議案質疑ではなくて、議案聴取会で質問させていただきました。同じことになるかと思いますが、合区については、深く議論が必要だということを再三再四申し上げてまいりました。

一つは、鳥羽市選挙区についてであります。

私はそのときも申し上げたんですが、鳥羽市選挙区については、すごく思い入れがございます。これまでのこと、それからこれからのこと。

私は、選出議員がおっしゃられますが、私は志摩市、志摩の国、鳥羽市をぜひ合区はそのようにしていただきたい。伊勢市と合区するというのは、考えにくい、私はしてはならない。政治の力によって、歴史、自然、文化というものを壊してしまうということはあるというふうに思います。

ちょっと、思いつきで、今、申し上げますが、北牟婁郡と私どもは言っています。北牟婁郡紀北町1郡1町なんです、その前は、海山町と紀伊長島町というのがございました。その前ですが、北牟婁郡というのに大紀町錦地区というのがありますが、あそこは北牟婁郡だったんですね、実は。北牟婁

郡ですので、巡行船も走り、高校も通学をしていただいております、非常に、人的な、いわゆるその人流、交流が多い地区でありました。しかし、町村合併によって、片や大紀町に現在はなった、紀勢町になって、大紀町になったわけですが、私どもは紀伊長島町になって、紀北町になったということでございます。

津波の話をするとき必ず大紀町というのが出てくるわけですが、それは錦のことです。錦で多くの命を亡くした津波は共有の認識ということがございます。

そんなこともありまして、自然や歴史や文化、そして人との昔からの交流ということからすると、政治が安易に合区エリアを決めてはならないと私は強く思います。

そして、合区の東紀州区、提案されていますが、これは、東紀州地域、本当に多くの議員から見たら、一つの固まりだというふうに思われるわけですが、実は、文化とか人の交流は、矢ノ川峠で大きく変わっている。私、この正副議長案が出たときに、地元、いろんな方にお聞きをしました。

これは、もっと先の話だよねというのが大方の人の御意見です。やがてはそうなるかも分からないとも、この時点では合区すべきではない。それぞれの課題を一生懸命、政治課題を深めて、より密接に地域住民の行政課題を取り上げるべきだということが言われていました。

先ほどから稲森議員が言っていますが、伊賀につきましては、これは全体総数48人と決めた中で、伊賀市を1人減というのは、これは理解はできないと私も思います。

次に、申し上げたいのは、対象合区のことです。合区の対象市町についてであります。伊勢市の御意向を聞いていない、反対の御意見をいただいている。

それから、熊野市の正式な意見書が出ています。御浜町も紀宝町も出ていますが、私は、議案聴取会のときに提案者にお尋ねをしたんです。地元の市町、尾鷲市や紀北町の首長さんや議員に聞きましたかと言ったら、全然聞いて

てないと、全く聞いておりませんということでありました。

県議会議員、市町議会もそうですが、当選するとき初めて当選をするときは初心を忘れてはならない。それは民の声を聞くということでもあります。

この民の声というのは、今、東紀州区は合区してはならないというのが、民の声であります。

翻って初心に戻っていただきたいというふうに思います。

それから、1票の格差は申し上げるまでもなく、2倍未満としなければないとところが焦点であります。そして、逆転現象区も、これも解消しなければいけない御指摘のとおりであります。

そして、先週、10時まで傍聴させていただきましたが、常任委員会で付託をされたときの私が傍聴席から質問をしましたが、合区についてのこの調査会の委員の現地調査、2回行かれています、合区としての意見交換はどんなことがされていますかと言ったら、提案者からは、いや、議事録を御覧くださいの一言で終わりました。大変悲しいことでもあります。それから、土、日、月曜日とずーっと議事録を読ませてもらいました。

合区について、深い議論がなく、最後に報告書には、1人区が発生した場合は、合区などによる回避を求める、努めることと、一文入れてあるので、これを金科玉条のごとく守っていいとは思いません。我々が地方議員として、ちゃんと議論をして、県民に分かるように、そして、次の政治に関わるものが希望を持って挑戦することができるような状態をつくらなければいけないと思います。

どうか良識のある議員各位でございますから、御懸命な御判断を賜りますよう御期待申し上げ、反対討論といたします。（拍手）

○議長（日沖正信） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（日沖正信） これより採決に入ります。

議提議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（日沖正信） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（日沖正信） お諮りいたします。明12日から17日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（日沖正信） 御異議なしと認め、明12日から17日までは休会とすることに決定いたしました。

5月18日は定刻より会議を開きます。

散 会

○議長（日沖正信） 本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時47分散会